

## ■老齢福祉年金障害者には65歳から認定請求を受けています

福祉年金は、これまで毎年のように制度の改善が行なわれてきましたが、ことは身体に重い障害があるお年寄りにとって、うれしい改選が行なわれました。

それは、今まで満70歳にならないと支給されなかつた老齢福祉年金が、身体などに重い障害のあるお年寄りの方に限って、65歳（65歳以後に障害になったときはその前年）から支給されることになったのです。

障害福祉年金を受けられるほど重い障害でなくて、2級程度の障害があるお年寄りには、65歳から支給されることになったものです。

この制度は、ことし11月から始まっています。ことし11月に65歳をこえる方で重い身体障害のある方は、老齢福祉年金を受けられる場合もありますから、老齢福祉年金を受けることができるかどうかの確認を受ける手続きを役場・民生課・年金係でとどけてください。

なお、手続きをとるときは、お医者さんに障害の状態について診断をうけ、福祉年金診断書というものを作ってもらってきてください。この用紙は、役場・民生課・年金係にあります。

## ■請求もれはありませんか

満70歳からのお年寄りが受けられる老齢福祉年金は、掛け金がないからといって一定の支給制限があります。

ところが、5月から家庭（扶養義務者）の収入が多く、福祉年金が受けられないといふお年寄りを救うために、支給の制限が大幅に緩和されました（毎年比べると32.6パーセント緩和されました）。

まだいちども、年金受給の手続きをせずにあきらめている方でも、請求をすれば受けられる場合もあります。いちど役場・民生課年金係までご相談ください。

## ■準尉級まで全額支給

公務扶助料などの戦争公務による年金と福祉年金との併給制限が緩和され、旧準尉級までは福祉年金も全額支給されます（10月から）。一般併給は、福祉年金額です。

……児童手当の認定  
請求手続きは早めに……



## 認定請求を受けています

### 児童手当の支給

#### 早めに請求手続きを

児童手当は、昭和四十七年一月分から支給が始まります。この児童手当の支給を受けるためには、あらじめの住所地の市・区・町村長の認定を受ける必要があります。

町では、十一月から児童手当の定期請求の受け付けを行なっています。

児童を育てている方のうち、支給要件該当する方は、その資格と児童手当の割合について、役場・民生課・年金係で早めに認定の手続きをしてください。また、町の児童手当を受給中の方へも、あらためて請求手続きをしてください。なま、公務員三公社（国鉄・日本専売公社・日本電信電話公社）に勤めている方は、勤務地内に住むこと、（支給要件）

（1）日本国民であること  
(2) 日本国に住所を有している

（3）十八歳未満の児童を二人以上養育し、そのうち一人以上が五歳未満（教育的義務教育終了前）の児童をも持たれていないこと

（4）その人の前年の収入が、一定額（扶養親族五人の場合は百円）に満たないこと。

（5）月額三千円に五萬米穀の児童（十八歳未満の児童について出生順にいわせます）

（6）未満（教育的義務教育終了前）の児童をも持たれていないこと

（7）国民年金への加入を拒否しません。

（8）農業年金に加入できる方は、つづいて保険料一定額保険料は月四百五十円。所得比例保険料は、定期保険料

（9）年金額（六十五歳から終身）は年金額（三十歳から終身）の二倍になります。

（10）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（11）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（12）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（13）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（14）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（15）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（16）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（17）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（18）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（19）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（20）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（21）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（22）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（23）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（24）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（25）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（26）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（27）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（28）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（29）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（30）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（31）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（32）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（33）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（34）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（35）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（36）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（37）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（38）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（39）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（40）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（41）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（42）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（43）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（44）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（45）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（46）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（47）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（48）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（49）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（50）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（51）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（52）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（53）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（54）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（55）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（56）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（57）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（58）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（59）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（60）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（61）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（62）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（63）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（64）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（65）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（66）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（67）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（68）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（69）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（70）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（71）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（72）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（73）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（74）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（75）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（76）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（77）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（78）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（79）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（80）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（81）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（82）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（83）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（84）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（85）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（86）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（87）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（88）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（89）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（90）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（91）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（92）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（93）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（94）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（95）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（96）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（97）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（98）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（99）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（100）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（101）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（102）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（103）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（104）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（105）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（106）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（107）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（108）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（109）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。

（110）年金額（三十歳から終身）は年金額（六十五歳から終身）の二倍になります。